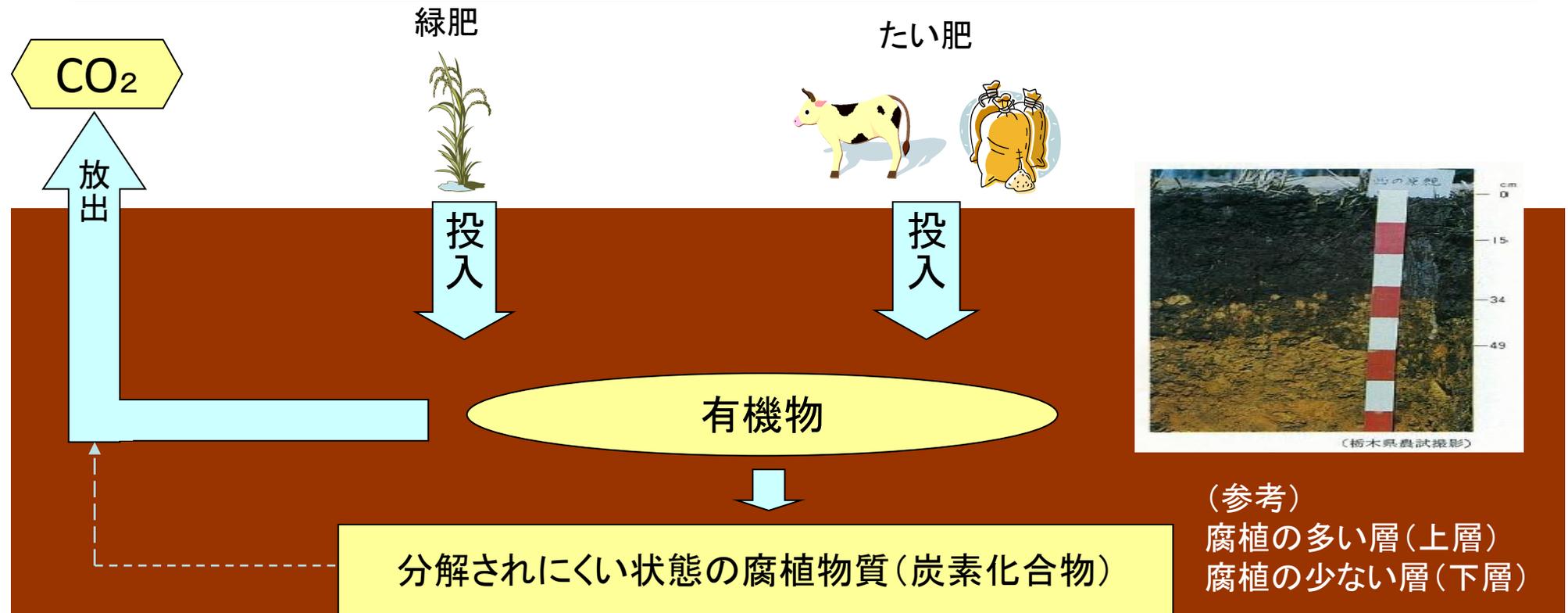


農地土壌吸収源対策 — 農地における温室効果ガスの排出・貯留 —

○現行の京都議定書第3条4項において、炭素の貯留を高める農地管理について、各国が選択可能な温室効果ガスの吸収源活動として位置づけられているところ。

○たい肥や稲わら等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解される。一部は大気中に放出され、一部は長期間土壌中に貯留される。



※全国の農地土壌に水田で1トン/10アール、畑で1.5トン/10アールのたい肥を施用したと仮定した場合、全きたい肥を施用しなかった場合に比べ、最大200万トンの炭素が貯留(食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会報告、2008年3月)。ただし、吸収量として認められるのは純増分のみであり、現在施用されているたい肥や稲わら等による貯留分を差し引く必要。

農山漁村に豊富に存在し、現在、利用されていないバイオマス、太陽光、水力、風力などの自然エネルギーを効果的に活用する社会システムの構築を推進するため、社会資本整備やインセンティブの拡大が必要。

このような取組により、農山漁村が新たなエネルギー供給基地になることによる農山漁村の活性化、低炭素社会の実現や地球環境保全への積極的な貢献を目指す。

農山漁村の豊富なエネルギー資源の活用

風力発電



太陽光発電



小水力発電



バイオガス



農林水産業における生物多様性保全の推進

第三次生物多様性国家戦略の策定
(平成19年11月)
生物多様性基本法の施行
(平成20年6月)

持続可能な農林水産業の維持・発展の
ためには生物多様性保全は必要不可欠

2010.10開催のCOP10では、「2010年
までに生物多様性の損失速度を顕著に
減少させる」という現行の目標に変わる
新たな目標が決定される予定

農林水産業における生物多様性保全対策を加速化させる必要

農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月策定)の推進

○ 田園地域・里地里山の保全



・ 有機農業等環境保
全型農業の推進



・ 生物多様性に配慮
した生産基盤整備の
推進



・ 農地に隣接する藪の
刈払等、鳥獣害対策
の推進

○ 森林の保全



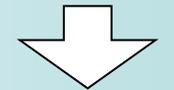
・ 間伐等による森林
の適切な整備・保全

○ 里海・海洋の保全



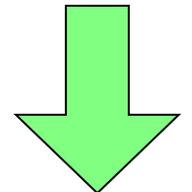
・ 漁業者を中心とし
た藻場・干潟の保全活
動への支援

生物多様性と農林
水産業の関係を定
量的に計る生物多
様性指標の開発



関連施策の
効果的な推進

- 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進
 - ・ 食料生産と生物多様性保全が両立する取組の事例収集
 - ・ シンポジウムや消費者等との交流会の開催 等



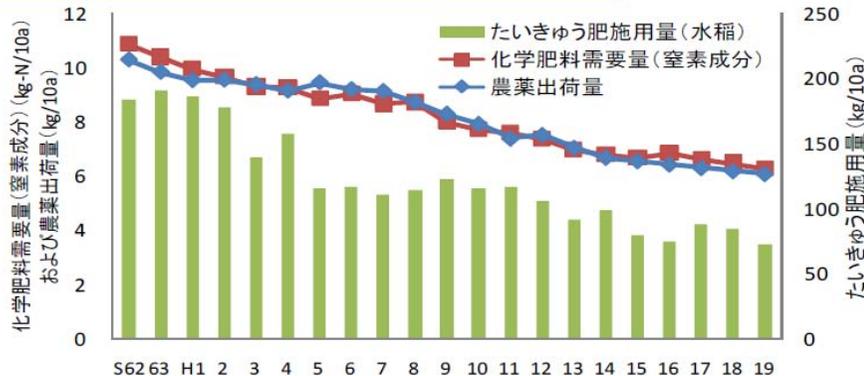
- 生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進
- COP10を契機としてわが国農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信

田園地域・里地里山の保全（生物多様性をより重視した農業生産の推進）

○ 環境保全型農業推進施策の概要

農業環境規範の普及・定着	環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。
エコファーマーの認定促進	持続農業法に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定を促進。【エコファーマー認定件数:185,807件(H21年3月末現在)】
先進的な営農活動への支援	農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等に対する支援を行う農地・水・環境保全向上対策を平成19年度より実施。 【うち営農活動支援交付金 組織数 2,577(H20.11現在)】
有機農業の推進	平成18年12月に成立した有機農業推進法に基づき、生物多様性の保全等に資する有機農業を推進。 【有機農業総合支援対策 モデルタウン(45地区)の育成、有機農業推進計画(37都道府県)を策定】

10a 当たり化学肥料需要量、農薬出荷量、たいきゅう肥施用量(水稲)の推移



資料:「農薬要覧」、「肥料要覧」、「耕地及び作付面積統計」、「米及び小麦の生産費」より、農林水産省作成

- 化学肥料・化学合成農薬の使用量は減少傾向で推移
- 一方、適切な農地土壌の管理を図る上で欠かせないたい肥の施用については、農業者の高齢化等により減少傾向

○ 環境と調和のとれた農業生産

